

厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）
分担研究報告書

わが国における食品テロの事後対策

主任研究者 今村知明 奈良県立医科大学 健康政策医学講座

研究要旨

食品テロの事後対策検討に参考とするため、本年1月に発覚した冷凍ギョウザ事案の概要と課題を整理した上で、研究班会議において各分野の専門家、行政担当者と議論を行なった。

結果として、テロ／犯罪、意図的／非意図的のいずれであれ、取るべき対策について大きな違いはないという結論に達した。しかしながら一方で、風評被害や国際関係の悪化等の間接被害においては、小規模な犯罪や非意図的な食品汚染のケースと比べて、テロや意図的な食品汚染のケースはその被害が甚大となり、事後における原状回復に多くの時間とコストを要することが考えられる。このことから、被害最小化のための事後対策は当然であるが、それとともに、意図的な食品汚染を未然に防ぐ事前対策の重要性が改めて確認された。

事後対策に関しては、本事案では①第一号のクレームや軽微な健康被害等の情報を活かすことができなかった、②性悪説的観点の不在により、よもや「人為的な」農薬による汚染の可能性までは認識できなかった、③発生場所、時期の乖離、商品の違いにより多くのクレーム等情報が共有できなかった、という特色が見られる。こういったことから、事後の被害最小化対策に関しては、迅速な初動に資する（性悪説の観点も勘案した）情報の把握・共有が特に重要となることが確認された。

A. 研究目的

わが国における食品テロの事後対策について、その問題点・課題を抽出する。これに基づいて、テロの判断可能性、通常の食中毒事故との事後対応との共通点と差異、事後対応としての健康危機情報の収集分析システムのあり方、対応主体や体制等の検討など、わが国における食品テロの事後対策のあり方を検討する。

B. 研究方法

今後のわが国の食品テロ（事後）対策に資する情報として、本年1月に明らかになった中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案を整理する。また、これを通じて、事後対策の検討に係る論点を整理する。

C. 結果

1. 被害の状況¹と経緯²

- ・ 中国産冷凍ギョウザを食べて有機リン中毒（メタミドホス）と確定した患者数は10名（千葉県7名、兵庫県3名）。
- ・ 中国産冷凍ギョウザによる健康被害が公表された1月30日以降に都道府県等にあった相談・報告については、調査の結果、神経症状などの有機リン系農薬による中毒症状がないことなどにより、全て有機リン中毒が否定されている（有機リン中毒が否定された事例数5,490名）。
- ・ また事案発覚までの経緯を巻末の図1に示す。

¹内閣府「食品による薬物中毒事案について」第22報より

[<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kenkouhigai/080221dai22hou.pdf>]

² 同上

2. 天洋食品工場における製造工程について³

- ・ 主に、①具作り、②皮を作って具を包む、③蒸して冷ます、④冷凍・包装、という4つの作業エリアがあり、それぞれ関わる従業員も異なる。
- ・ 具作り(①)、皮作り(②)は手作業、冷凍(④)はトンネルフリーザーによる急速冷凍で行なわれる。不良品の選別と袋詰め(④)も手作業で行なわれ、この工程が、作業員がギョウザに直接触れる最後となる。(巻末の図2参照)

3. 製造後とメタミドホスの検出の経緯について⁴

- ・ この事案については、農薬メタミドホスの人為的な混入が疑われている。当初、高砂市の事案について、包装袋に小さな穴が確認されたことから、中国、日本両国での混入の可能性が指摘されていた。
- ・ 一方、輸入仲介商社から提供されたサンプルについて、穴のない、密閉された包装袋の内側からもメタミドホスが検出されたことから、製造過程(中国)で混入されたのではないかという見方が強まってきている。(巻末の表1参照)

4. 薬物中毒事案の認知に至る経緯について⁵

4.1 千葉市の事案について

- ・ 生協から千葉市保健所へ報告された事案の報告メール(平成19年12月29日)を、千葉市保健所が最初に確認したのは、正月休み明けの平成20年1月4日であった。
- ・ この際、搬送された病院の医師は、「急性胃腸炎または食中毒の疑い」と診断し、有機リン中毒は想定しなかった。
- ・ 被害者は直接、生協、保健所にも異常を伝えた。生協は食べ残されたギョウザを検査したが、化学物質は対象としていなかった。また保健所も、生協の結果を踏まえ、独自の調査を見送った。

4.2 高砂市の事案について

- ・ 千葉市の事案から8日後に発生した。病院は有機リン中毒のおそれを想定し、兵庫県も翌日には病院側の見立てを確認した。しかし、「同じ袋のギョウザをその前に食べたときは異常がなかった」との情報もあわせて得たため、県は「2回目に食べた際に何かが混入した可能性がある」と判断し、捜査を優先させるべきとして公表はしなかった。兵庫県は、「他の都道府県でも同様の被害のあることが確認できていれば、厚生労働省に報告するつもりだった」と説明している。

4.3 農薬成分が判明した経緯

- ・ 昨秋以降、天洋食品で製造された冷凍ギョウザに関する苦情は、販売元(生協、ジェイティフーズ)に散発的に届いていたが、それぞれの製造元は、「汚染されたギョウザ」が出回っている事態までは想定できなかった。
- ・ 高砂市の事案の後の平成20年1月7日、東京都を通じて兵庫県から同様の被害の有無を聞かれたジェイティフーズは、「無し」と答えた。このときジェイティフーズは、千葉市の事案を把握していたが、商品が異なるため同じ工場製という接点に気がつかなかった。
- ・ 平成20年1月29日になり、千葉県警、兵庫県警双方から農薬成分について問い合わせを受けた薬品工場が、薬品の符号に気づき、県警に報告した。
- ・ 同日、千葉県から市川市の事案について連絡を受けた東京都が、兵庫県の事案との共通点に気づき、厚生労働省に報告した。
- ・ 翌30日、両県警から捜査の報告を聞いた警察庁が公表を指示した。
- ・ 以上における情報の流通を巻末の図3に整理する。

5. メタミドホスについて

5.1 中国での使用

- ・ 2004年から、メタミドホスのほか、パラチオン、パラチオンメチル、モノクロトホス、ホスファミドンの毒性の高い有機リン系殺

³ 2008.2.3, 朝日新聞朝刊を基に整理

⁴ 2008.2.5, 朝日新聞夕刊を基に整理

⁵ 2008.2.9, 朝日新聞朝刊を基に整理

虫剤5物質の使用を段階的に削減してきた。2007年1月1日より輸出及び緊急対応向けを除き、中国国内での使用・生産を禁止した。2008年1月9日からは、輸出向け製品への使用も含め、有機リン系殺虫剤の生産、流通及び使用を全面禁止した。(契約履行分の場合のみ、2008年末まで使用可能)⁶

5. 2 日本での使用

- 日本においてメタミドホスの農薬登録はなく、農薬取締法に基づき国内での使用は禁止されている。そのため、現在安全性の評価も行われていない⁷。
- メタミドホスは、国内では主に試薬品メーカー3社が取り扱うだけで、年間流通量もごく限られている。農林水産省によると、国内では農薬としての使用が禁止されているが、残留農薬の成分検査を行う際の比較対照用に、試薬品メーカーがドイツから輸入し、官公庁や民間検査機関が購入している。販売は特定の代理店を通じて行っており、100ミリグラムや200ミリグラム入りの試料が、年に60~70本売れる程度である⁸。
- 中毒を引き起こしたギョウザやその袋から検出されたメタミドホスは、国内の研究機関で使用されているものとは不純物の混合割合などが異なっていることが、千葉、兵庫両県警の鑑定で明らかになった。なお、3つの事案で検出されたメタミドホスについては、現時点で同一と断定するのは難しい状況であり、今後は科学警察研究所がさらに詳細な鑑定を進める⁹。

D. 考察

本事案を踏まえた、事後対策に係る論点を以下に整理する。

⁶ 食品安全委員会「メタミドホスのハザード情報シート」
[<http://www.fsc.go.jp/emerg/4.pdf>]

⁷ 食品安全委員会「メタミドホスの概要について」
[<http://www.fsc.go.jp/emerg/3.pdf>]

⁸ 2008.2.7, 大阪読売新聞

⁹ 2008.2.16, 東京読売新聞 朝刊

1. テロと犯罪の区別

- 本事案については、実行主体が不明であるため、その目的も不明であり、テロであるか犯罪であるかを区別することができない。
- 研究班会議において、本事案について議論を交わしたが、テロ/犯罪、意図的/非意図的のいずれであれ、取るべき対策について大きな違いはないという結論に達した。一方で、風評被害や国際関係の悪化等の間接被害において、テロ/犯罪、意図的/非意図的の相違で、事後に与えるイメージが大きく異なる。その意味でも、性悪説を念頭に置いた意図的な食品汚染事案の未然防止と、事後の被害最小化対策(特に迅速な初動に資する情報の共有)は非常に重要である。

2. 情報の共有

性悪説を念頭に置く場合の情報の選別や情報伝達のあり方に関して、本事案において認められた課題を以下に示す。

- 第一号の情報を活かすことができなかった：第一号の事案である千葉市の例では、比較的軽症であったという理由もあつたか、「食中毒もしくは胃炎」と診断された。その結果、第一号の情報が病院で情報が途絶えてしまう結果となった。(その後、被害者が直接小売店、消費生活センターに相談)
- 性悪説的観点の不在：枚方市など、被害が発生していない地域からも苦情はあがっていたが、「人為的に行なわなければ混入が難しい」農薬による汚染という重大な事態が背景にある可能性までは認識できず、原因物質やそれによる汚染原因の詳細な検査・調査の実施に至らなかった。
- 情報の共有がうまく機能しなかった：発生場所、時期が乖離しており、かつ商品も別のものではあった。また、最大約1ヶ月の時期的乖離が有り、かつ千葉県と兵庫県で喫食されたギョウザが、同じ工場製であるというところまで、関係者の認識が至らなかった。

E. 結論

- ・ 食品テロの事後対策検討に参考とするため、本年1月に発覚した冷凍ギョーザ事案の概要と課題を整理した上で、研究班会議において各分野の専門家、行政担当者と議論を行なった。結果として、テロ/犯罪、意図的/非意図的のいずれであれ、取るべき対策について大きな違いはないという結論に達した。しかしながら一方で、風評被害や国際関係の悪化等の間接被害においては、小規模な犯罪や非意図的な食品汚染と比べて、テロや意図的な食品汚染は甚大な規模となり、事後における回復に多くの時間とコストを要することが考えられる。このことから、被害最小化のための事後対策は当然であるが、それとともに、意図的な食品汚染を未然に防ぐ事前対策の重要性が改めて確認された。
- ・ 事後対策に関しては、考察でも示したように、本事案では①第一号の（クレームや軽微な被害情報等、あいまいな）情報を活かすことができなかった、②性悪説的観点の不在により、よもや「人為的な」農薬による汚染の可能性までは認識/想像できなかった、③発生場所、時期の乖離、商品の違いにより多くの情報が共有できなかった、という特色が見られる。こういったことから、事後の被害最小化対策に関しては、迅速な初動に資する（性悪説の観点も勘案した）情報の把握・共有が特に重要となることが確認された。

F. 健康危険情報

特になし

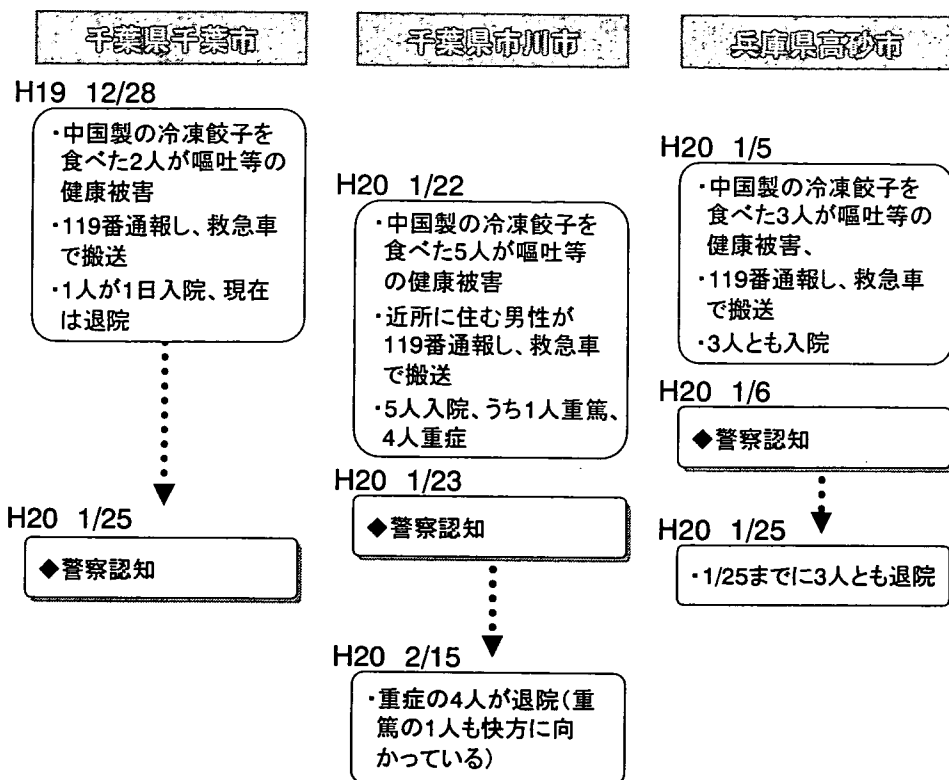
G. 論文発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

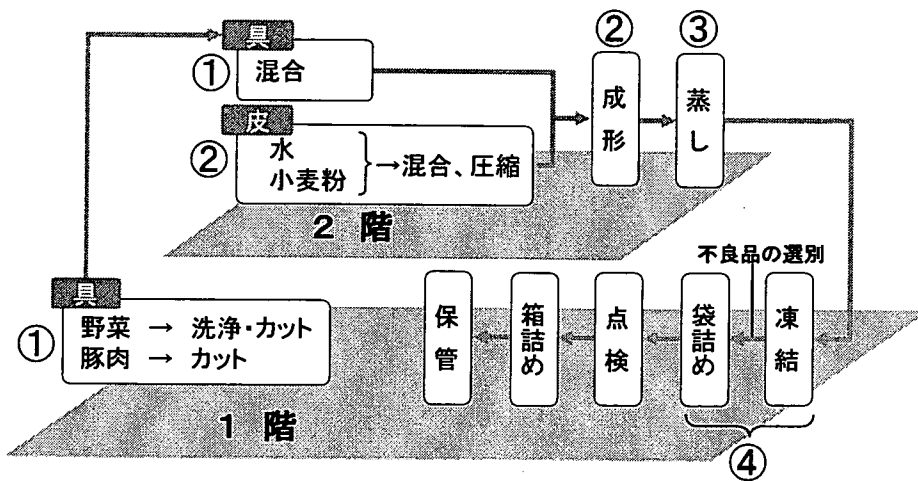
（予定を含む）

特になし



資料) 内閣府「食品による薬物中毒事案について」第22報等より作成

図 1 事案発覚までの経緯



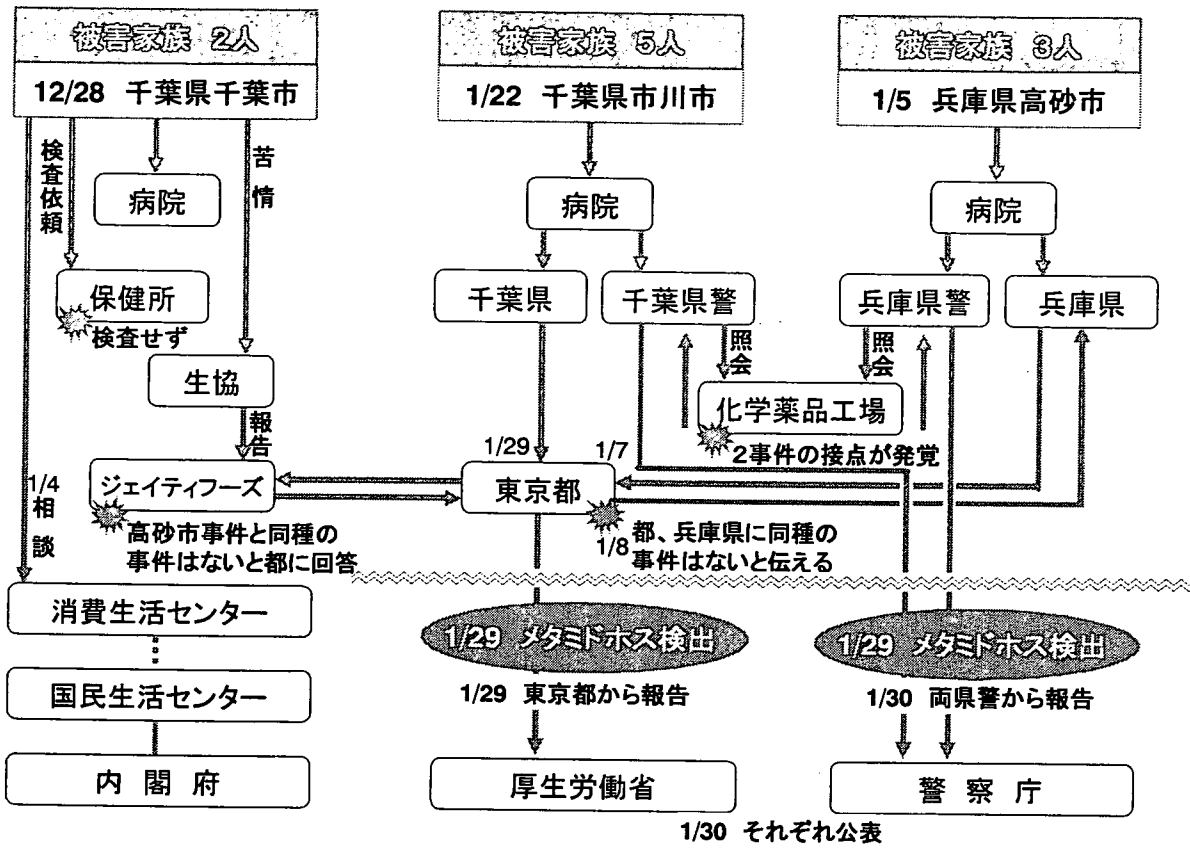
資料) 2008.2.3, 朝日新聞朝刊より作成

図 2 天洋食品における製造工程

表 1 製造後とメタミドホスの検出の経緯

日時	CO-OP「手作り餃子」	ジェイティフーズ「ひとくち餃子」
平成 19 年 10 月 1 日		○製造(天洋食品工場)
平成 19 年 10 月 20 日	○製造(天洋食品工場)	
平成 19 年 10 月 23 日	○出荷(天洋食品工場)	
平成 19 年 10 月 29 日	○天津の港を出発	
平成 19 年 10 月 30 日		○出荷(天洋食品工場)
平成 19 年 11 月 2 日		○天津の港を出発
平成 19 年 11 月 5 日	○横浜港着	
平成 19 年 11 月 6 日		○大阪港着
平成 19 年 12 月 27 日		○枚方市において、「袋の表面がねばついて異臭がする」との苦情(健康被害は無し/全商品が輸入仲介商社に返品された)
平成 19 年 12 月 28 日	○2 人について被害発生 (千葉市) ○ギョーザからメタミドホス検出 (皮からの検出濃度が高い)	
平成 20 年 1 月 5 日		○3 人について被害発生 (高砂市) ○袋に穴、袋の内側とトレーからメタミドホス検出
平成 20 年 1 月 22 日	○5 人について被害発生 (市川市) ○袋の内側と嘔吐物からメタミドホス検出(皮からの検出濃度が高い)	
平成 20 年 2 月 3 日		○高砂市事案と同じ製造日の同じ商品 6 袋(仲介商社提供)からメタミドホス検出 ○穴のない 5 袋のうち、1 袋の内側とギョウザから、また 4 袋の外側から、それぞれメタミドホス検出 ○穴のある 1 袋の外側からメタミドホス検出

資料) 2008.2.5, 朝日新聞夕刊より作成



資料) 2008.2.9, 朝日新聞朝刊より作成

図 3 情報の流通